

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

～ アクティブ・シニア制度を創設～

意欲ある高年齢者を 70 歳まで雇用します！

京都銀行(頭取 高崎 秀夫)では、働く意欲のある 65 歳以上の当行退職者が、その豊富な知識と経験を生かし、70 歳まで働ける制度として「アクティブ・シニア制度」を創設します。

当行では、これまでも高年齢者の雇用については、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「改正高年齢者雇用安定法」に伴い「シニアアドバイザー制度」を創設し、早くから 65 歳までの安定雇用を実現しております。

一方、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では「『70 歳まで働ける企業』の取組みの進展・拡大を目指して(2011 年提言)」をまとめ、人口の減少が本格化していく中において、70 歳まで働ける社会を実現することを課題に取り組んでおります。

今般、当行においてもこの提言に沿って 65 歳の雇用期限を迎えた定年再雇用者のうち、特に就労意欲が高く、専門的な知識、経験、健康を兼ね備えた者については、最長 70 歳まで雇用する制度として「アクティブ・シニア制度」を創設し、高年齢者に一層の活躍の場を提供してまいります。

記

1. 実施日

平成 26 年 4 月 1 日(火)

2. 制度内容

(1) 就業日数・就業時間の自由度を高めた弾力的な就労形態

所定労働日数

1 か月の所定労働日数を 14 日以内とする

所定労働時間

1 日の所定労働時間を 6 時間以内とし、就業時間帯を午前 6 時から午後 10 時までの間で個別契約で定める。

(2) グループ会社を含めた得意分野での活用

当行及びグループ会社全体で活躍の場を提供

以上